平成２９年１１月１６日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成２９年(ネ)第１４４１号 損害賠償等請求控訴事件

（原審 京都地方裁判所平成２７年(ワ)第２６４０号）

口頭弁論終結日　平成２９年９月５日

判　　決

控訴人兼被控訴人（一審原告）

（以下「原告」という。）

同訴訟代理人弁護士　　島　崎　垢　朗

神奈川県座間市緑ケ丘６丁目１番２３　レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ１０２

被控訴人兼控訴人（一審被告）　宮　部　龍　彦

（以下「被告」という。）

主　　文

1　原告の本件控訴に基づき，原判決主文第４項及び第５項を次のとおり変更する。

(1) 被告は，ウェブサイト「ネットの電話帳事件特設サイト」(http://abevmiyabe.wordpress.com) から，京都地方裁判所平成２７年(ワ)第２６４０号損害賠償等請求事件及び同庁平成２７年(ヨ)第３０５号インターネット情報削除仮処分命令申立事件の裁判関係書類に記載された原告の氏名，住所，電話番号及び郵便番号の記載を削除せよ。

(2) 被告は，原判決主文第２項及び第４項記載の各ウェブサイト並びにその他のウェブサイトにおいて，原告の氏名，住所，電話番号及び郵便番号を掲載してはならない。

2　被告の本件控訴を棄却する。

3　訴訟費用は，第１，２審を通じてこれを５分し，その２を原告の，その余を被告の，各負担とする。

４　原判決主文８項の仮執行宣言のうち，原判決主文２，４，５項に関する部分を取り消す。

事 実 及 び 理 由

第１　控訴の趣旨

１　原告

(1)　原判決主文第１項及び第３から第６項までを次のとおり変更する。

ア　被告は，原告に対し，６０万円及びこれに対する平成２７年８月１４日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

イ　被告は，原告に対し，２０万円及びこれに対する平成２７年８月２３日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

ウ　本判決主文第１項(1)と同旨

エ　本判決主文第１項(2)と同旨

(2)　訴訟費用は，第１，２審とも被告の負担とする。

(3)　この判決は，(1)につき，仮に執行することができる。

２　被告

(1)　原判決中，被告敗訴部分を取り消す。

(2)　上記部分に係る原告の請求をいずれも棄却する。

(3)　訴訟費用は，第１，２審とも原告の負担とする。

第２　事案の概要

以下で使用する略称は，特に断らない限り，原判決の例による。

１　被告は，「ネットの電話帳」と題するウェブサイト（http://jpon.xyz/）を運営している者であり，当審口頭弁論終結時において，「ネットの電話帳」内の「ネットの電話帳事件特設サイト」と題するウェブサイト(特設サイト現行版)を運営している者である。

本件は，原告が，被告に対し，

(1) 被告が「ネットの電話帳」に原告の氏名，住所及び電話番号（以下「本件

個人情報①」という。）を掲載したこと（本件掲載行為①）が原告のプライバシーを法的利益とする人格権を侵害するものであるとして，不法行為に基づき損害金６０万円（慰謝料５０万円，弁護士費用１０万円）及びこれに対する不法行為の後の日である平成２７年８月１４日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を，

(2) 上記人格権による妨害排除請求権に基づき，「ネットの電話帳」からの本件個人情報①の削除を，

(3) 被告が特設サイト旧版に，原告の氏名，住所，電話番号及び郵便番号（本件個人情報①に郵便番号を付加した情報。以下「本件個人情報②」という。）が記載された本件訴訟ないし本件仮処分事件の裁判関係書類を掲載し（本件掲載行為②），特設サイト現行版に，上記と同様の裁判関係書類を掲載している（本件掲載行為③）ことが原告のプライバシーを法的利益とする人格権を侵害するものであるとして，不法行為に基づき損害金２２０万円（慰謝料２００万円，弁護士費用２０万円）のうち２０万円及びこれに対する不法行為の後の日である平成２７年８月２３日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を，

(4) 原告のプライバシーを法的利益とする人格権による妨害排除請求権に基づき，特設サイト現行版からの本件個人情報②の削除を，

(5) 同人格権による妨害予防請求権に基づき，ウェブサイトへの本件個人情報②の掲載の事前の差止めを，

それぞれ求めている事案である。

2　原審は，原告の被告に対する請求のうち，

(1) 前記１(1)の請求については，合計５万５０００円及びこれに対する平成２７年８月１４日から支払済みまで年５分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容し，

(2) 前記１(2)の請求を認容し，

(3) 前記１(3)の請求については，合計５万５０００円及びこれに対する平成２７年８月２３日から支払済みまで年５分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容し，

(4) 前記１(4)の請求については，原告の氏名を除き，住所，電話番号及び郵便番号の削除を求める限度で認容し，

(5) 前記１(5)の請求については，原告の氏名を除き，住所，電話番号及び郵便番号の将来的な記載の差止めを求める限度で認容し，

その余の請求をいずれも棄却したところ，原告及び被告双方とも，それぞれ敗訴部分を不服として控訴した。

３　前提事実（証拠等の掲記のない事実は当事者間に争いがない。）

(1) 原告は，京都市内に在住し，私企業に勤務している者である（乙２８）。

被告は，「ネットの電話帳」と題するウェブサイト（ネットの電話帳）を運営している者である。ネットの電話帳は，インターネット上の電話帳サイトであり，過去にＮＴＴが発行した紙媒体の電話帳の情報に基づき，個人の氏名，住所及び電話番号を掲載し，インターネットを通じてその情報を検索できるようにされている（甲９，弁論の全趣旨）。

(2) 被告は，平成２７年８月１４日までに，ネットの電話帳に，本件個人情報①を掲載した（本件掲載行為①）。原告は，同日，本件訴訟を提起した（ただし，当初の請求は前記第２の１(1)及び(2)のみ。）。

(3) 被告は，平成２７年８月２３日までに，ネットの電話帳内の特設サイト旧版に，本件個人情報②が記載された本件訴訟の訴状副本，証拠説明書副本，甲１号証の写し及び「第１回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状」の書類を掲載し，その後，順次，同様の記載のある裁判関係資料を掲載していき（本件掲載行為②），さらに，「鳥取ループ」と題するウェブサイト（http://tottoriloop.miya.be）にも上記と同様の裁判関係資料を掲載した（本件掲載行為②は，特設サイト旧版に掲載された裁判関係資料中のうち，

本件個人情報②のいずれかが記載された書類の掲載をいう。)(甲７，乙２７)。

原告は，平成２７年９月３日，京都地方裁判所に対し，被告を債務者として，特設サイト旧版からの，本件訴訟の訴状副本，証拠説明書副本，甲１号証の写し及び「第１回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状」の書類の削除を求める仮処分命令申立てをした（本件仮処分事件。乙２７)。京都地方裁判所は，同年１０月７日，削除の範囲を，本件掲載行為②及び「鳥取ループ」と題するウェブサイトに掲載した本件訴訟の裁判関係資料のうち本件個人情報②の各記載とした上で，被告に対し削除を命じる仮処分決定をして，同決定はそのころ確定した（甲７，弁論の全趣旨)。被告は，同年１１月２５日までに，特設サイト旧版を閉鎖した。

(4) 被告は，平成２７年１１月２５日頃までに，特設サイト現行版を開設し，本件訴訟の訴状副本等及び本件仮処分事件の仮処分決定等の書類の掲載を開始し，本件訴訟及び本件仮処分事件に関して準備書面ないし書証等が提出されると，これらを特設サイト現行版に掲載している（本件掲載行為③は，そのうち，本件個人情報②のいずれかが記載されている書類の掲載をいう。)。

４　争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は，被告適格の有無（争点(1))，訴権の濫用の成否（争点(2))，本件掲載行為①ないし③の不法行為該当性(争点(3))，原告の損害(争点(4))，本件個人情報①及び②の情報の削除の可否（争点(5))，事前差止めの可否（争点(6)）であり，争点に関する当事者の主張は，次のとおり補正し，後記５のとおり，当審における当事者の主張を付加するほかは，原判決「第２　事案の概要」３（原判決４頁１７行目から９頁１８行目まで）のとおりであるから，これを引用する。

(1) 原判決７頁２６行目の「ハローページに」から８頁１行目の「関するものであって，」までを削り，８頁６行目末尾に「また，原告が誰かということは，ハローページに本件個人情報①が掲載されているという事実に関する重要な

情報でもある。」を加える。

(2) 原判決８頁１，２行目の「これらの各情報」を「本件訴訟に関する情報」に改める。

5　当審における当事者の主張

(1) 原告の主張

ア　本件掲載行為②及び③において，住所や電話番号，郵便番号の掲載だけでなく，氏名を掲載することも違法であること

裁判の公開原則（憲法８２条１項）を根拠に，訴訟当事者の氏名をインターネット上で公開することは，プライバシーの権利及び裁判を受ける権利を侵害する違法なものである。

我が国の国民性からして，自分が裁判を起こしているという事実をみだりに他人に知られたくない。このことは，プライバシーの権利により保護される。民事訴訟の当事者の独自の判断により，相手方当事者の氏名を，インターネットを利用してみだりに公開する行為は，プライバシーの権利を侵害する行為であり，裁判の公開原則を根拠として許されるものではなく，公開された者が受忍しなければならないものではない。

イ　損害

原告は，本件の損害の立証について，陳述書の作成を予定していたが，陳述書を証拠として提出すると，特設サイト現行版に，同陳述書を掲載されてしまい，さらなるプライバシーの権利侵害の損害を被るため，陳述書の提出を断念せざるを得なかった。したがって，損害の性質上その額を立証することが極めて困難な場合に該当するので，民事訴訟法２４８条により，裁判所が相当額を算定すべきである。これが５万円にとどまらないことは明らかである。

また，原告は，被告の本件掲載行為②及び③により，訴えの取下げを検討するところまで追い込まれた。原告は，被告に対し，原審第１回口頭弁

論期日において，裁判関係書類のインターネット上での公開をやめるように求めたが，被告はこれを無視し，公開を継続した。最終的に，原告は訴訟続行を決断したが，苦渋の選択を強いられ，精神的苦痛はより大きくなった。

このような原告の精神的苦痛を慰謝するための慰謝料額は２００万円を下らない。

弁護士費用も，不法行為の損害額が低額である場合は，１割以上の弁護士費用を認めるべきである。

(2)　被告の主張

ア　本件掲載行為①の違法性の不存在

プライバシーとして法的に保護される情報とは，個人の私生活上の事実または情報で，周知のものではなく，一般人を基準として，他人に知られることで私生活上の平穏を害するような情報である。

しかし，本件掲載行為①において公開されている情報は，既に，ＮＴＴ西日本が発行するハローページ平成２７年６月発行分に掲載されている，周知の情報にすぎず，プライバシーの権利で保護される情報に該当しない。

また，住所，郵便番号及び電話番号は，社会生活を送る上でごく普通にやりとりされている情報であり，機微にかかる情報ではない。それらの情報が他人に知られることで私生活上の平穏を害するといえるためには，他の情報が付加されているか，ＤＶやストーカーの被害に遭っているなど，特殊な場合に限られる。本件は，そのような特殊な場合に該当しない。

ネットの電話帳について言えば，電話帳に掲載された膨大な数の個人情報（２０１２年版で２２８１万２１５１件）のひとつとして原告の情報を掲載したもので，内容及び性質において，ハローページへの掲載と異なるところはなく，情報の拡散という点でも大差ない。

むしろ，膨大な電話帳データは公益性を有する。本件個人情報①も膨大

な情報のひとつとみれば，もはやプライバシーとはいえず，公共の利益に寄与する。企業等はこれらを活用しているし，大規模災害の際，当該データの利用は格段に増える。社会的に有用な情報であることは明らかである。

したがって，本件掲載行為①は，違法性がない。

イ　本件掲載行為②及び③の違法性の不存在

原告が，本件訴訟を提起したという事実は，裁判所内に掲載される事実であり，周知の事実である。そもそも，裁判には，公開原則（憲法８２条１項）があり，憲法が，公正な裁判を受ける権利を保障している以上，その公開は違法ではない。

また，原告の代理人弁護士は，自らのウェブサイトや京都新聞で，ネットの電話帳を提訴したと公表し，原告が裁判の当事者であるという事実を公表した。したがって，原告は自ら，本件訴訟を提起した事実を周知とした。

したがって，本件掲載行為②及び③は，違法性がない。

第３　当裁判所の判断

１　当裁判所は，原告の請求については，次の限度で理由があると判断する。

(1) 本件掲載行為①に関する請求については，慰謝料及び弁護士費用として５万５０００円及びこれに対する不法行為の後の日である平成２７年８月１４日から支払済みまで民法所定の年５分の割合の遅延損害金の支払を求め，本件掲載行為①のうち本件個人情報①の削除を求める限度

(2) 本件掲載行為②及び③に関する請求については，慰謝料及び弁護士費用として５万５０００円及びこれに対する不法行為の後の日である平成２７年８月２３日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求め，本件掲載行為③のうち本件個人情報②の削除を求め，ウェブサイト上への本件個人情報②の記載の差止めを求める限度

２　認定事実

当裁判所が認定した事実は，次のとおり補正するほかは，原判決「第２　当裁判所の判断」１（原判決９頁２０行目から１２頁２０行目まで）のとおりであるから，これを引用する。

(1) 原判決１２頁６行目「これに対して，」から８行目末尾までを，次のとおり改める。

「これに対して，平成２７年９月３日，原告は，特設サイト旧版から本件掲載行為②のうち，本件訴訟の訴状副本，証拠説明書副本，甲１号証の写し及び「第１回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状」の書類を削除することを求めて本件仮処分事件の申立てを行った。京都地方裁判所は，同年１０月７日，本件掲載行為②に係る本件個人情報②及び「鳥取ループ」と題するウェブサイト上の本件訴訟の裁判関係資料に係る本件個人情報②の削除を命じる仮処分決定をして，その頃，同決定は確定した。」

(2) 原判決１２頁９行目から１１行目までを「被告は，前記(2)のとおり，特設サイト旧版において，本件訴訟の訴訟関係書類を掲載していたが，上記仮処分決定を受けて，同年１１月２５日頃までに，特設サイト旧版から上記書類を削除したものの，その直後，特設サイト現行版を開設し，前記(3)のとおり，本件訴訟及び本件仮処分事件の関係書類を掲載するようになった。」に改める。

(3) 原判決１２頁１３行目末尾に「同記事には，原告の代理人弁護士の主張が記載されている。」を加える。

(4) 原判決１２頁１４行目の括弧内冒頭に「甲７，」を加える。

３　争点(1)（被告適格）及び争点(2)（訴権の濫用）について

争点(1)及び争点(2)についての判断は，原判決「第２　当裁判所の判断」２及び３（原判決１２頁２１行目から１３行目３行目まで）のとおりであるから，これを引用する。

４　争点(3)のうち本件掲載行為①の不法行為該当性について

(1) 個人情報のプライバシー該当性について

氏名，住所及び電話番号などの個人を識別するための情報は，本来一定範囲の他者に開示することが予定された単純な情報であっても，本人が，自己が欲しない他者にみだりにこれを開示されたくない情報であると認められる以上，プライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである（最高裁判所平成１５年９月１２日第二小法廷判決・民集５７巻８号９７３頁参照）。

(2) 本件掲載行為①における個人情報のプライバシー該当性

ア　秘匿の必要性

原告がネットの電話帳への掲載を拒否している本件個人情報①（なお，原告の情報に限定しない氏名，住所及び電話番号の情報を「個人識別情報①」といい，個人識別情報①に郵便番号を加えた情報を「個人識別情報②」という。）は，ネットの電話帳において，多数の同様の情報と共に掲載されていることや，個人に関する情報であっても，専ら個人の内面にかかわるものなど他者に対して秘匿されるべき性質のものではなく，個人が社会生活を送る必要上，自ら明らかにしている情報であって，その性質上，他者に知られたくないと感じる程度が低いものであるという特徴がある。

しかし，個人識別情報①が，ウェブサイト上に掲載されることで（個人識別情報①の３つの情報がそろって掲載されることになる。），不特定多数の者からのアクセスが容易になり，生活の平穏について不安を抱く者がいることは否定できない。本件掲載行為①において，個人識別情報①は，本人が，自己が欲しない他者にみだりにこれを開示されたくない情報であると認められる。

イ　掲載の承諾の有無（開示の方法・相手方の選択）

また，前記引用した原判決「第２　当裁判所の判断」１(5)（以下，原判決「第２　当裁判所の判断」１の認定事実を引用する場合は，「原判決認定事実」という。）のとおり，本件個人情報①は，ハローページその他のウェ

ブサイトに掲載されている。また，原告が，その他のウェブサイトへの掲載を承諾しているとは認められないが，ハローページ等への掲載は，長期間に及んでいることが推認され，その間，それについて異議を述べていないということは，紙媒体であるハローページへの掲載については，現時点において黙示的に同意ないし承諾していると評価することも可能である。

しかしながら，上述したとおり，プライバシーに係る情報とは，自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない情報であるところ，プライバシーに係る情報については，その相手方や開示の方法についても自ら選択できるものとするのが相当である。特定の相手方や開示方法を指定した情報開示の同意が，他の者や他の開示方法に対する同意ないし承諾と同視できるとは考えられない。

そして，上記のとおり，原告は，ハローページへの本件個人情報①の掲載については黙示的に同意ないし承諾していると評価できるが，それは，紙媒体での情報の開示（しかも，配布先は原則として掲載地域に限定されている。）に対する同意ないし承諾にすぎない。一方，インターネットに掲載された情報の複製は極めて容易であるため，いったんインターネットで情報を公開してしまうと，情報が容易に拡散し，いったん拡散してしまった情報の削除は事実上不可能となってしまうことから，紙媒体を用い，配布先が基本的に掲載地域に限定されているハローページへの掲載とは，著しく異なるものである。したがって，原告がハローページの掲載を同意ないし承諾したことをもって，インターネットへの掲載を承諾したとはいえないし，原判決認定事実(4)のとおり，原告は，被告に対し，本件掲載行為①の中止を求めており，インターネットへの掲載の不同意ないし不承諾の意思を明らかにしている。

ウ　受忍の要否

原告が，本件個人情報①をハローページに掲載することを同意ないし承

諾していたとしても，そうであるからといって，インターネットでの情報の公開について同意したと認めることができないことは，前記イのとおりであるが，同意していない以上，インターネットでの情報の公開を受忍すべきであるということにもならない。

エ　まとめ

以上によれば，本件個人情報①は，プライバシーに係る情報に該当し，これを原告の了解を得ることなくして掲載した本件掲載行為①は違法であると認められる。

(3) 被告の反論について

ア　被告は，プライバシーは憲法上の権利であり私人間に直接適用されることはない旨主張する。しかし，私人間において私生活上の平穏を侵害する行為は違法となるものであるから，私人間においてプライバシーを法的利益とする人格権侵害を理由として，民法７０９条の不法行為が成立するとともに，妨害排除請求権ないし妨害予防請求権が成立する場合があることは明らかである。

イ　被告は，個人情報保護法が，報道目的での個人情報の利用を規制対象外とし，また，規制対象となる個人情報データ等からハローページ（電話帳）を除外する規定があることから，本件掲載行為①は違法ではないと主張する。

しかし，個人情報保護法は，個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み，個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護するため，国及び地方公共団体の責務等並びに個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定める目的で制定されたものであり（同法１条），個人情報を開示する行為が違法と評価され得る範囲を規律したものではないから，同法の規制対象外に当たることをもって，直ちに当該行為に違法性がないということはできない。

ウ　被告は，本件個人情報①は，平成２７年度のハローページに相当期間掲載されており，これは全国の図書館等で閲覧が可能であるから，公知の事実であり，プライバシーに係る情報に該当しないと主張する。

しかし，前記(2)で述べたとおり，情報の内容が同じであっても，ハローページは，紙媒体を用いたもので，配布先が原則として掲載地域に限定されているものであるから，ハローページに個人識別情報①が掲載されたことをもって，その情報が公知の事実であると評価することはできない。

また，前記(2)で述べたとおり，個人情報の開示については，当該個人は，情報の開示方法や相手方についても自ら選択できるというべきである。本件個人情報①がハローページに掲載されていることをもって，原告が上記情報につきプライバシーに係る情報としての法的利益を放棄したとはいえず，本件個人情報①は，プライバシーに係る情報として法的保護の対象から外れることはない。

エ　被告は，ネットの電話帳は，その存在自体が国民に個人情報に関する議論の機会を提供している上，災害時の被災者の安否確認をはじめ種々の用途に活用されており，社会的な有用性が高い旨主張する。

しかし，本件掲載行為①は，個人の氏名，住所及び電話番号（個人識別情報①）といった公共の利害に直結しない事実を整序し，検索可能にして掲載したというものであるところ，その行為と，掲載された個人のプライバシーに係る情報の法的保護との比較衡量をしたとしても，原告が全くの私人であること（前提事実(1)）や，上記の情報の内容からして，それが，表現の自由により保護されるということはできない。災害時等の有用性については，これを認めることができたとしても，そのどちらを優先するかについては，個人の選択に委ねることが相当である（少なくとも，個人識別情報①の掲載については，個人の選択に委ねたからといって，公益上の支障が生じるとは考えられない。）。

5　争点(3)のうち本件掲載行為②及び③の不法行為該当性について

(1) 個人情報のプライバシー該当性について

本件掲載行為②及び③は，本件個人情報②が掲載されているところ，個人識別情報②は，プライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきであることは，前記４(1)のとおりである。

(2) 本件掲載行為②及び③における本件個人情報②のプライバシー該当性

ア　秘匿の必要性

本件掲載行為②及び③における本件個人情報②は，個人に関する情報であっても，専ら個人の内面にかかわるものなど他者に対して完全に秘匿されるべき性質のものではなく，個人が社会生活を送る必要上，自ら明らかにしている情報であって，その性質上，他者に知られたくないと感じる程度が低いものであるという特徴がある。しかしながら，本件掲載行為①が，多数の個人識別情報①を整序し，これを掲載するのみであったのに対し，本件掲載行為②及び③は，それらの記載を全体としてみると，原告が，本件訴訟を提起し，本件仮処分を申し立てた者であり，本件訴訟及び本件仮処分でどのような主張をし，どのような書類を提出しているかという情報を包含したものを掲載する行為といえる。

訴訟の内容によっては，当事者の個人識別情報②がインターネットによって公開されることにより，当該訴訟に関心を有する不特定多数の者から，多様なアクセスを受けることが容易に想像され，生活の平穏について不安を抱く者がいることもまた容易に想像することができる。したがって，本件掲載行為②及び③において，本件個人情報②は，本人が，自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない情報であると認められる（なお，本件個人情報②のうち，住所や電話番号，郵便番号が削除されていても，本件訴訟の関係書類の記載内容から，氏名だけで，個人を特定されることがあり得る。）。

イ　掲載の承諾の有無（開示の方法・相手方の選択）

本件個人情報②は，郵便番号以外は，ハローページ等に掲載されており，既に不特定多数の者に公表されている（郵便番号は，住所と規則的に対応することが公に明らかな情報である。）。

しかしながら，前記４(1)及び(2)のとおり，プライバシーに係る情報とは，自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない情報であるところ，プライバシーに係る情報については，その開示の方法についても自ら選択できるものとするのが相当であり，特定の相手方に対する開示方法を指定した情報開示の同意ないし承諾が，他の者や他の開示方法に対する同意ないし承諾であると評価できるとは考えられない。前記４において検討したところからも，ハローページへの搭載の承諾が，本件掲載行為②及び③の承諾を包含しないことは明らかである。

また，前記アで述べたとおり，本件掲載行為①が個人識別情報①を整序したものを掲載する行為であるのに対し，本件掲載行為②及び③は，掲載行為全体としてみたときは，原告個人が，本件掲載行為①について，どのように感じ，どのように考えた上で，本件訴訟の提起に至ったかといった，原告の内面にかかわる情報を含む掲載行為である。このため，本件掲載行為②及び③における本件個人情報②は，本件訴訟の主体を特定する情報として，自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない程度は高いと考えられる。

そして，原判決認定事実(4)のとおり，原告は，被告に対し，本件掲載行為②及び③の中止を強く求めている。

なお，裁判の公開との関係で，原告が本件掲載行為②及び③を承諾したといえるかについては，改めて述べる。

ウ　裁判の公開との関係

被告は，　日本国憲法８２条１項によって裁判の公開が保証されている

ところ，当事者の権利義務を確定する訴訟については，当事者の氏名，住所，訴訟手続を行っている事実及び訴訟手続における主張内容等を含めて，当然に公開が予定されているのであるから，上記の情報は，原則としてプライバシーに係る情報には該当しないと主張する。

確かに，原告は，本件訴訟を提起した結果，裁判の公開の原則により，口頭弁論期日における審理を他人が傍聴し（裁判所構内の法廷前に掲示される開廷表には，訴訟の当事者名が記載される。），訴訟記録を閲覧することができることにもなり，原告自身，そのことは十分に認識していたと認められる。

しかしながら，当事者の個人識別情報②は，自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない情報であることは，前記アのとおりである。そして，裁判が公開され訴訟記録の閲覧ができるという制度の下においても，実際に裁判を傍聴し又は訴訟記録の閲覧をするのは，その事件に積極的な関心や問題意識を有している者などに限られる。裁判の公開という制度が存在することと，その公開制度を通じて得ることのできる情報を，インターネット等を通じて不特定多数の者に公開することとは自ずと質的な相違がある。したがって，裁判の公開制度や訴訟記録の閲覧制度が存在するからといって，訴訟に係る情報を，インターネット等を通じて不特定多数の者に公開することが違法性を欠くということにはならない。インターネット等を通じた情報公開は，前記４(2)イのとおり，情報の拡散の程度が飛躍的に高く，削除が容易でないという性質を有するところ，原告が，本件の解決について裁判手続の利用を選択したことによって，当該情報がインターネット等を通じて不特定多数の者に知られることを容認していたとは到底いえない。

また，保全事件である本件仮処分事件の申立ては，そもそも，原則として公開を予定していない（民事保全法３条，５条等）のであって，本件仮

処分事件に係る本件個人情報②が，日本国憲法８２条１項を根拠に，公開が許される情報でないことは明らかである。

被告の上記主張は採用できない。

エ　新聞報道など

被告は，原告代理人が，自らのウェブサイトや新聞で，本件訴訟を提訴したことを公表したと主張する。確かに，原告代理人が開設するウェブサイトには本件訴訟を提起した事実が記載されており，京都新聞（平成２７年８月２１日付）にも同様の記載があり，その情報提供者は原告代理人であると認められるが，いずれにも本件個人情報②は記載されていない（乙１２，４２）。

被告の上記主張は採用できない。

オ　まとめ

以上によれば，本件個人情報②はプライバシーに係る情報に該当し，これを原告の了解を得ることなくして掲載した本件掲載行為②及び③はいずれも違法であると認められる。

6　争点(4)（原告の損害）について

(1) 本件掲載行為①について

本件掲載行為①は，原告のプライバシーに係る権利を侵害し，原告はこれにより精神的苦痛を被ったものということができる。

本件掲載行為①により，本件個人情報①が不特定多数の者に公開されている上，原告の氏名を索引語として容易にその住所及び電話番号を検索することもできる。そして，被告は，原告による削除要請に応じることなく本件掲載行為①を現在まで継続している。

そうすると，原告には，私生活上の平穏が害されるという危険が発生し，その状態が継続していると認められる。

以上によれば，原告が被った損害に対する慰謝料は５万円と認めるのが相

当である。そして，本件掲載行為①と相当因果関係のある弁護士費用は５０００円と認める。

(2) 本件掲載行為②及び③について

前記(1)に加え，本件掲載行為②及び③については，原告は，自らの訴訟行為が不特定多数の者に公開されることとなり，そのような公開を前提とした訴訟追行を強いられたことにより，精神的苦痛を被ったと認められる。加えて，被告が本件仮処分事件の認容決定において特設サイト旧版に掲載された訴訟関係資料の削除を命じられるや，特設サイト旧版を削除した上で，新に特設サイト現行版を開設し，そこで同様の情報を掲載した。これらを総合すると，本件掲載行為②及び③により，原告が被った損害に対する慰謝料は５万円と認めるのが相当である。そして，本件掲載行為②及び③と相当因果関係のある弁護士費用は５０００円と認める。

7 争点(5)（削除）について

(1) 人の品性，徳行，名声，信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は，損害賠償及び名誉回復のための処分を求めることができるほか，人格権としての名誉権に基づき，加害者に対し，現に行われている侵害行為を排除するため，侵害行為の差止めを求めることができる（最高裁判所昭和６１年６月１１日大法廷判決・民集４０巻４号８７２頁参照）。

(2) 前記４及び５のとおり，本件掲載行為①に係る本件個人情報①及び本件掲載行為③に係る本件個人情報②は，いずれもプライバシーに係る情報として法的保護の対象となると認められる。原判決認定事実(1)から(4)までのとおり，被告は，原告から，本件掲載行為①及び③の中止を求められてもこれに応じず，上記各情報は未だにインターネットのウェブサイト上に掲載されたままであり，不特定多数の者の閲覧し得る状態に置かれている（弁論の全趣旨）。

そして，前記４及び５のとおり，本件掲載行為①及び③は，原告の承諾を得ておらず，違法である。

プライバシーに係る情報とは，本人が，自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと欲する情報であり，そのことへの期待が法的に保護されるものであり，人格権として法的保護の対象となるというものであるから，削除されずに公開が継続することにより，原告の被る被害が発生し続けると予想される。

前記４(3)エのとおり，本件掲載行為①は，個人の氏名，住所及び電話番号（個人識別情報①）といった公共の利害に直結しない事実を整序し，検索可能にして掲載したというものであるところ，その内容からして，当該掲載が，表現の自由により保護されるとはいえない。そして，ネットの電話帳は，被告が管理運営するウェブサイトであることから，本件掲載行為①から本件個人情報①の削除を命じることは，被告に対して不可能を強いることとはならないし，当該情報を削除しても，被告の被る不利益は小さいといえる。

また，原判決認定事実(3)のとおり，本件掲載行為③は，本件訴訟及び本件仮処分事件の関係書類が掲載されており，その中に，本件個人情報②の記載があるというものである。そうすると，本件掲載行為③のうち，本件個人情報②を削除しても，本件訴訟の内容等は他の記載から理解できるのであって，被告の訴訟関係書類の公開の意図は十分達成されると考えられる。したがって，本件個人情報②を削除しても，被告の被る不利益は小さいといえる。そして，Word Press のサービスを利用した特設サイト現行版も，被告が掲載した記事については被告自身が編集し，消去することが可能であることから，本件掲載行為③から本件個人情報②の削除を命じることは，被告に対して不可能を強いることとはならない。

上記の諸事情を考慮すると，原告は，被告に対し，人格権としての法的保護の対象となるプライバシーに係る権利に基づき，本件掲載行為①から本件

個人情報①の，本件掲載行為③から本件個人情報②の，それぞれ削除を求めることができるというべきである。

上記に反する被告の主張は採用できない。

8　争点(6)（事前差止め）について

前記４及び５のとおり，被告が，原告の承諾を得ることなく，インターネットのウェブサイトに本件個人情報②を掲載することは違法である。

そして，前記７(1)を前提とすると，被告が上記違法行為を行うおそれがある場合，原告は人格権としての法的利益の対象となるプライバシーに係る権利に基づき，その差止めを求めることができると解するのが相当である。

前記７(2)で検討した利益衡量に加え，原判決認定事実(4)のとおり，被告は，本件仮処分事件の認容決定において特設サイト旧版に掲載された本件個人情報②の削除を命じられてこれを削除したものの，その直後に特設サイト現行版を開設し，本件個人情報②が記載された本件訴訟及び本件仮処分事件の裁判関係書類を掲載しているのであり（本件掲載行為③），ウェブサイトを作製して情報を掲載することが容易であることに鑑みれば，被告が本件掲載行為③のうち，本件個人情報②を削除したとしても，さらに別のウェブサイトを作製して本件個人情報②を掲載するおそれが認められ，それによって原告が新たな損害を被る恐れがあると認められる。

そうすると，被告がインターネットで本件個人情報②を掲載する違法行為を事前に差し止める必要性が大きいといえるから，原告は人格権としての法的保護の対象となるプライバシーに係る権利に基づき，その差止めを求めることができるというべきである。

9　結論

以上のとおりであるから，原告の請求は，第１に，本件掲載行為①を不法行為とする損害賠償として５万５０００円及びこれに対する不法行為の後の日である平成２７年８月１４日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅

延損害金の支払，第２に，人格権に基づき，ネットの電話帳からの本件個人情報①の削除，第３に，本件掲載行為②及び③を不法行為とする損害賠償として５万５０００円及びこれに対する不法行為の後の日である平成２７年８月２３日から支払済みまで年５分の割合による遅延損害金の支払，第４に，人格権に基づき，特設サイト現行版における本件掲載行為③からの本件個人情報②の削除，第５に，人格権に基づき，ネットの電話帳，特設サイト現行版及びその他のウェブサイトにおいて，本件個人情報②の掲載の事前の差止めを，それぞれ求める限度で理由があるからこれらを認容し，その余の請求は理由がないので，いずれも棄却するものとする。

なお，上記認容部分のうち，金銭請求に関するものを除く部分については，仮執行宣言を付することは相当でない。

よって，原告の本件控訴に基づき，原判決を上記のとおり変更し，被告の本件控訴は理由がないのでこれを棄却し，原判決のうち金銭請求以外の認容部分に付した仮執行宣言を取り消すこととし，主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第８民事部

裁判長裁判官　山　田　陽　三

裁判官　髙　橋　文　清

裁判官　種　村　好　子

大阪(高) 12-001133

これは正本である

平成２９年１１月１６日

大阪高等裁判所第８民事部

裁判所書記官　玉　田　裕　昭

大阪(高) 12-001133